

等」という。)であつて商工組合中央金庫の議決権の保有者であるものが会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として主務省令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する商工組合中央金庫の議決権の数を合算した数(以下この号及び次号における「会社等集団保有議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等が当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利を使用することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号又は第三号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。）の保有する商工組合中央金庫の議決権の数（当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同保有議決権数」という。）が主要株主基準値以上の数である者、共同保有議決権数を置かなければならぬ。

二 前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者、商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

六 前条の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

ては、執行役)は、商工組合中央金庫の經營管理を目的とする者で、執行役又は監査役は、商工組合中央金庫の取締役に対する会社法第三百三十一條第一項第三号(同法第三百三十五条第一項及び第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、この法律」とする。

4 会社法第三百三十一條第二項のただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、商工組合中央金庫については、適用しない。

(取締役等の兼職の制限)

第二十条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社である場合にあっては、執行役)は、主務大臣の認可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第四章 業務

(業務の範囲) 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 第六条第一項第一号から第十号まで及び第十二号に掲げるものの(同号に掲げるものについては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。)で

三 業務の割引
融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人（その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であるものに限る。）であつて、主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

四 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに對して資金の貸付け又は手形の割引を當むことができる。

五 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて、商工組合中央金庫の株主並びにその子会社（融資対象団体等がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。）その他の融資対象団体等と主務大臣で定める特殊の關係のある者

六 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて、本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。）

七 融資対象団体等の事業を承継する者
銀行その他の金融機関

八 金融商品取引法第二十一条第八項に規定する有価証券関連業を當む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）

第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第十三条第一項第二号の二において同じ。）を行ふ者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八 國債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「國債等」という。）又は第十三条の規定により発行する商工債の所有者（当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）

九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）

商工組合中央金庫は、前三項の規定により當む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 有価証券の貸付け

四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券を取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券とし、主務省令で定めるもの（以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを

九 八 短期社債等の取得又は譲渡
九 九 有価証券の私募の取扱い
九 一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
十 十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により當む担保付社債に関する信託業務
十一 十一 銀行その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を當む者（銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
十二 十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
十三 十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十四 十四 振替業
十五 十五 両替
十六 十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
十七 十七 デリバティ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十八 十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に關する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十九 十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第二項に規定する短期社債

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第一条第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約權付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこ

(2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする
確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

三 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

四 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

五 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

六 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

七 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

八 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

九 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により當む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第一項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により當む業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）

四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条

第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定期割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務については、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができきない。

第二十二条 商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができきない。

（経営の健全性の確保）

第二十三条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全な運営に資するため、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

二 商工組合中央金庫の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

一 商工組合中央金庫及びその子会社その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

前項の「子会社」とは、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、商工組合中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は商工組合中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、商工組合中央金庫の子会社とみなす。（預金者等に対する情報の提供等）

第二十四条 商工組合中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ（第二十九条に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者及び定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その

他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。

2 前項及び第二十九条並びに他の法律に定める事務に関する業務

3 第二十二条の規定による取扱いの範囲に該当する事務（第一項に規定する預金の受入れを除く。）

4 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の供与等に適用する事務

5 第二十二条の規定による取扱いの範囲に該当する事務（第一項に規定する預金の受入れを除く。）

6 第二十二条の規定による取扱いの範囲に該当する事務（第一項に規定する預金の受入れを除く。）

7 第二十二条の規定による取扱いの範囲に該当する事務（第一項に規定する預金の受入れを除く。）

8 第二十二条の規定による取扱いの範囲に該当する事務（第一項に規定する預金の受入れを除く。）

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者との他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

5 顧客の利益の保護のための体制整備

6 顧客の利益の保護のための体制整備

7 顧客の利益の保護のための体制整備

8 顧客の利益の保護のための体制整備

9 顧客の利益の保護のための体制整備

10 顧客の利益の保護のための体制整備

11 顧客の利益の保護のための体制整備

12 顧客の利益の保護のための体制整備

13 顧客の利益の保護のための体制整備

14 顧客の利益の保護のための体制整備

15 顧客の利益の保護のための体制整備

16 顧客の利益の保護のための体制整備

17 顧客の利益の保護のための体制整備

18 顧客の利益の保護のための体制整備

19 顧客の利益の保護のための体制整備

20 顧客の利益の保護のための体制整備

21 顧客の利益の保護のための体制整備

22 顧客の利益の保護のための体制整備

23 顧客の利益の保護のための体制整備

24 顧客の利益の保護のための体制整備

25 顧客の利益の保護のための体制整備

26 顧客の利益の保護のための体制整備

27 顧客の利益の保護のための体制整備

28 顧客の利益の保護のための体制整備

29 顧客の利益の保護のための体制整備

30 顧客の利益の保護のための体制整備

31 顧客の利益の保護のための体制整備

32 顧客の利益の保護のための体制整備

33 顧客の利益の保護のための体制整備

34 顧客の利益の保護のための体制整備

35 顧客の利益の保護のための体制整備

36 顧客の利益の保護のための体制整備

37 顧客の利益の保護のための体制整備

38 顧客の利益の保護のための体制整備

39 顧客の利益の保護のための体制整備

40 顧客の利益の保護のための体制整備

41 顧客の利益の保護のための体制整備

42 顧客の利益の保護のための体制整備

43 顧客の利益の保護のための体制整備

44 顧客の利益の保護のための体制整備

45 顧客の利益の保護のための体制整備

46 顧客の利益の保護のための体制整備

47 顧客の利益の保護のための体制整備

48 顧客の利益の保護のための体制整備

49 顧客の利益の保護のための体制整備

50 顧客の利益の保護のための体制整備

51 顧客の利益の保護のための体制整備

52 顧客の利益の保護のための体制整備

53 顧客の利益の保護のための体制整備

54 顧客の利益の保護のための体制整備

55 顧客の利益の保護のための体制整備

56 顧客の利益の保護のための体制整備

57 顧客の利益の保護のための体制整備

58 顧客の利益の保護のための体制整備

59 顧客の利益の保護のための体制整備

60 顧客の利益の保護のための体制整備

61 顧客の利益の保護のための体制整備

62 顧客の利益の保護のための体制整備

63 顧客の利益の保護のための体制整備

64 顧客の利益の保護のための体制整備

65 顧客の利益の保護のための体制整備

66 顧客の利益の保護のための体制整備

67 顧客の利益の保護のための体制整備

68 顧客の利益の保護のための体制整備

69 顧客の利益の保護のための体制整備

70 顧客の利益の保護のための体制整備

71 顧客の利益の保護のための体制整備

72 顧客の利益の保護のための体制整備

73 顧客の利益の保護のための体制整備

74 顧客の利益の保護のための体制整備

75 顧客の利益の保護のための体制整備

76 顧客の利益の保護のための体制整備

77 顧客の利益の保護のための体制整備

78 顧客の利益の保護のための体制整備

79 顧客の利益の保護のための体制整備

80 顧客の利益の保護のための体制整備

81 顧客の利益の保護のための体制整備

82 顧客の利益の保護のための体制整備

83 顧客の利益の保護のための体制整備

84 顧客の利益の保護のための体制整備

85 顧客の利益の保護のための体制整備

86 顧客の利益の保護のための体制整備

87 顧客の利益の保護のための体制整備

88 顧客の利益の保護のための体制整備

89 顧客の利益の保護のための体制整備

90 顧客の利益の保護のための体制整備

91 顧客の利益の保護のための体制整備

92 顧客の利益の保護のための体制整備

93 顧客の利益の保護のための体制整備

94 顧客の利益の保護のための体制整備

95 顧客の利益の保護のための体制整備

96 顧客の利益の保護のための体制整備

97 顧客の利益の保護のための体制整備

98 顧客の利益の保護のための体制整備

99 顧客の利益の保護のための体制整備

100 顧客の利益の保護のための体制整備

101 顧客の利益の保護のための体制整備

102 顧客の利益の保護のための体制整備

103 顧客の利益の保護のための体制整備

104 顧客の利益の保護のための体制整備

105 顧客の利益の保護のための体制整備

106 顧客の利益の保護のための体制整備

107 顧客の利益の保護のための体制整備

108 顧客の利益の保護のための体制整備

109 顧客の利益の保護のための体制整備

110 顧客の利益の保護のための体制整備

111 顧客の利益の保護のための体制整備

112 顧客の利益の保護のための体制整備

113 顧客の利益の保護のための体制整備

114 顧客の利益の保護のための体制整備

115 顧客の利益の保護のための体制整備

116 顧客の利益の保護のための体制整備

117 顧客の利益の保護のための体制整備

118 顧客の利益の保護のための体制整備

119 顧客の利益の保護のための体制整備

120 顧客の利益の保護のための体制整備

121 顧客の利益の保護のための体制整備

122 顧客の利益の保護のための体制整備

123 顧客の利益の保護のための体制整備

124 顧客の利益の保護のための体制整備

125 顧客の利益の保護のための体制整備

126 顧客の利益の保護のための体制整備

127 顧客の利益の保護のための体制整備

128 顧客の利益の保護のための体制整備

129 顧客の利益の保護のための体制整備

130 顧客の利益の保護のための体制整備

131 顧客の利益の保護のための体制整備

132 顧客の利益の保護のための体制整備

133 顧客の利益の保護のための体制整備

134 顧客の利益の保護のための体制整備

135 顧客の利益の保護のための体制整備

136 顧客の利益の保護のための体制整備

137 顧客の利益の保護のための体制整備

138 顧客の利益の保護のための体制整備

139 顧客の利益の保護のための体制整備

140 顧客の利益の保護のための体制整備

141 顧客の利益の保護のための体制整備

142 顧客の利益の保護のための体制整備

143 顧客の利益の保護のための体制整備

144 顧客の利益の保護のための体制整備

145 顧客の利益の保護のための体制整備

146 顧客の利益の保護のための体制整備

147 顧客の利益の保護のための体制整備

148 顧客の利益の保護のための体制整備

149 顧客の利益の保護のための体制整備

150 顧客の利益の保護のための体制整備

151 顧客の利益の保護のための体制整備

152 顧客の利益の保護のための体制整備

153 顧客の利益の保護のための体制整備

154 顧客の利益の保護のための体制整備

155 顧客の利益の保護のための体制整備

156 顧客の利益の保護のための体制整備

157 顧客の利益の保護のための体制整備

158 顧客の利益の保護のための体制整備

159 顧客の利益の保護のための体制整備

160 顧客の利益の保護のための体制整備

161 顧客の利益の保護のための体制整備

162 顧客の利益の保護のための体制整備

163 顧客の利益の保護のための体制整備

164 顧客の利益の保護のための体制整備

165 顧客の利益の保護のための体制整備

166 顧客の利益の保護のための体制整備

167 顧客の利益の保護のための体制整備

168 顧客の利益の保護のための体制整備

169 顧客の利益の保護のための体制整備

170 顧客の利益の保護のための体制整備

171 顧客の利益の保護のための体制整備

172 顧客の利益の保護のための体制整備

173 顧客の利益の保護のための体制整備

174 顧客の利益の保護のための体制整備

175 顧客の利益の保護のための体制整備

176 顧客の利益の保護のための体制整備

177 顧客の利益の保護のための体制整備

178 顧客の利益の保護のための体制整備

179 顧客の利益の保護のための体制整備

180 顧客の利益の保護のための体制整備

181 顧客の利益の保護のための体制整備

182 顧客の利益の保護のための体制整備

183 顧客の利益の保護のための体制整備

184 顧客の利益の保護のための体制整備

185 顧客の利益の保護のための体制整備

186 顧客の利益の保護のための体制整備</p

の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）」と、同法第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

（取締役等に対する信用の供与）

第三十条 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から信用の供与を受ける場合においては、その条件が、商工組合中央金庫の信用の供与の通常の条件に照らして、商工組合中央金庫に不利益を与えるものであつてはならぬい。

2 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項の規定及び同法第四百十九条第一項において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）」以上に当たる多數」とする。

（休日及び営業時間）

第三十一条 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。

（臨時休業等）

第三十二条 商工組合中央金庫は、主務省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して主務大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、主務省令で定めるところに

(休日及び営業時間)

第三十一条 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。
(臨時休業等)

第三十二条 商工組合中央金庫は、主務省令で定

より、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の中務省令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

第五章 商工債

(商工債の発行)

第三十三条 商工組合中央金庫は、資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう)の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

(商工債の借換発行の場合の特例)

第三十四条 商工組合中央金庫は、その発行した商工債の借換のため、一時前条に規定する限度を超えて商工債を発行することができる。

2 前項の規定により商工債を発行したときは、発行後一月以内にその商工債の金額に相当する額の発行済みの商工債を償還しなければならない。

(商工債発行の届出等)

第三十五条 商工組合中央金庫は、商工債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2 会社法第七百二条の規定は、商工組合中央金庫が商工債を発行する場合には、適用しない。

(商工債の発行方法)

第三十六条 商工債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

3 商工組合中央金庫は、売出しの方法により商工債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 商工組合中央金庫の商号

二 売出期間

三 商工債の総額

四 各商工債の金額

五 商工債の利率
六 商工債の償還の方法及び期限
七 数回に分けて商工債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
八 商工債発行の価額又はその最低価額
九 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる商工債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
四 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
(商工債の消滅時効)
第三十七条 商工債の消滅時効は、その権利行使することができる限り、元本については十五年、利子については五年で完成する。
(通貨及証券模造取締法の準用)
第三十八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、商工債の社債券の模造について準用する。
第六章 子会社等
(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)
第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。
一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、同条第二項に規定する資金移動業その他主務省令で定める業務を専ら営むもの
二 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)
三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券中介専門会社」という。)
イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為
ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。）又は第二十二条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら當む会社（従属業務を當む会社にあっては、主として商工組合中央金庫の當む業務のためにその業務を當んでいる会社に限る。）を除く。以下の条及び次条第四項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫又はその子会社となつた認可対象会社を引き続ぎ子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。い。

一 第一項第六号又は第七号に掲げる会社（同項第六号の会社にあっては、主として商工組合中央金庫の當む業務のために従属業務を當

二 その子会社が子会社でなくなつたとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。
第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 商工組合中央金庫が第二十一条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫又はその信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫の子会社」とする。

(商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限)

第四十条 商工組合中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、商工組合中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権についても、商工組合中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、商工組合中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算して、その総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得する場合を除く。)

得し、又は保有することとなつた議決権のうちの当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分するなどを条件としなければならない。

4 商工組合中央金庫又はその子会社は、前条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可对象会社を子会社とした場合（主務省令で定める場合に限る。）には、第一項の規定にかかるわらず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象子会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十五を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 商工組合中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超えて保有する部分の議決権は、商工組合中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 前各項の場合において、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者は、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者は又は受益者が行使し、又はその行使について商工組合中央金庫若しくはその子会社に指図を

第七章 計算	
(事業年度)	
第四十一条	商工組合中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。
	(資本準備金の額及び利益準備金の額)
第四十二条	商工組合中央金庫は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。
	(剰余金の額)
第四十三条	商工組合中央金庫は、剰余金の額の計算上、特別準備金(商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性の確保に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。)の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。
	(欠損の填補を行う場合の特別準備金の額の減少)
第四十四条	商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となつたときは、特別準備金の額を減少することができます。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。
	一 減少する特別準備金の額
	二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日
	前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
3	第一項の規定により特別準備金の額を減少した後において商工組合中央金庫の剰余金の額が零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

金庫に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、商工組合中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ぜることができる。

第六十条 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命ずることができる。

第六章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業

第六十条の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(定義)

(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く)のいずれかを行う営業をいう。

一 商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの商工組合中央金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあっては、主務省令で定める方法によるものに限る)を受け、これを商工組合中央金庫に対して伝達すること。

二 商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む)。

この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」とは、次条の登録を受けて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。

3 この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会」とは、第六十条の二十の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

(登録)

第六十条の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

第六十条の四 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第六十条の六において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名
三 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むる業所又は事務所の名称及び所在地
四 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十条の六第一項各号(第一号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものと含む。)
三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類
四 その他の主務省令で定める書類

(登録の実施)

第六十条の五 主務大臣は、第六十条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

1 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しない。
2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

（登録の拒否）
第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、正しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
ロ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他行政処分を含む。)を取り消され、その他の行政処分を取消しの日から五年を経過しない者
ニ 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ この法律、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十四号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)、信用金庫法(昭和二十七号)、銀行法、金融サービスの提供及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、銀行法、金融サービスの提供及び労働金庫法その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者

イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者

1 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行事業に係る職務を適正に執行することができる者として主務省令で定める者
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
3 子決済等代行事業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(1) 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行事業に係る職務を適正に執行することができる者として主務省令で定める者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
(4) 法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者
(5) 法人が第六十条の三十二第四項の規定により当該外国の法令の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
イ この法律、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十四号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)、信用金庫法(昭和二十七号)、銀行法、金融サービスの提供及び労働金庫法その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その命令の日から五年を経過しない者
ロ おける代理人を定めていない者
ハ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

イ 本項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第六十条の七 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところによる場合を除き、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(開業等の届出)

第六十条の八 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したとき、商工組合中央金庫との間で第六十条の十二第一項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第六十条の九 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなるときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である個人が死亡したとき その相続人

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人の登録は、その効力を失う。

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

第六十条の十 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行うときは、主務省令で定める行為を除く。

3 一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の権限に関する事項

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

五 その他主務省令で定める事項

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、商工組合中央金庫電子決済等代行業に關し、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業との誤認を防止するための情報の利用者への提供、商工組合中央金庫電子決済等代行業にして取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における運営を確保するための措置を講じなければならない。

(商工組合中央金庫による基準の作成等)
第六十条の十一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。
(商工組合中央金庫との契約締結義務等)
第六十条の十二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、商工組合中央金庫との間で、

商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて商工組合中央金庫電子決済等代行業を嘗まなければならぬ。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫と当該損害についての商工組合中央金庫との賠償責任の分担に関する事項

2 一 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に商工組合中央金庫が行うことができる措置に関する事項

3 一 その他の商工組合中央金庫による基準の作成等)
二 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関する取引する者は又は当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関する取引する者は又は当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 一 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに當たつて、第一項の基準を満たす商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対する、不當に差別的な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

2 前項の求めること項には、前条第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関する取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに當たつて、第一項の基準を満たす商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関する取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第六十条の十七 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書)**第六十条の十五** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。**第六十条の十六** 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関する取引する者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第六十条の十八 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。
(登録の取消し等)

第六十条の十九 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第六十条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反したとき、その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者の所在(法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、主務省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から申出がないときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の第六十条の三の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。
(登録の抹消)

第六十条の二十 主務大臣は、次に掲げる場合に

は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

- 前条第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。
- 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録がその効力を失ったとき。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定めると

ころにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この章において「認定業務」という)を行う者として認定することができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とす

ること。

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社員(以下この章及び第七十四条の二第二号において「会員」という)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第六十条の二十二 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 会員が商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

(利用者からの苦情に関する対応)

第六十条の二十四 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者から会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行业协会への報告等)

第六十条の二十三 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十条の二十四 認定商工組合中央金庫電子決済等代行业协会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第六十条の二十六 会員は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他の商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するため必要な情報として主務省令で定めるものを取得したときは、これを認定商工組合中央金庫電子決済等代行业协会に報告しなければならない。

第六十条の二十七 協会は、その保有する前項に規定する情報について

いて会員から提供の請求があつたときは、正當な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。
第六十条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に關して知り得た情報、認定業務（当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が銀行法第五十二条の六十一の二十に規定する業務に從事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。（定款の必要的記載事項）

第六十条の二十八 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第六十条の二十一第二号に規定する定款の定めのほか、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく部分又は第六十条の二十二第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。（立入検査等）

第六十条の二十九 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に關して参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪搜査のため認められたものと解してはならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む場合に、商工組合中央金庫電子決済等代行事業者が第一項の規定により運営に係る監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 協会に対する監督命令等）
第六十条の三十 主務大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第六十条の三十一 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、商工組合中央金庫電子決済等代行事業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして主務省令で定める情報を提供することができる。

（電子決済等代行業）

第六十条の三十二 第六十条の三の規定にかかるらず、銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（以下この条、次条第七号及び第七十六条において「電子決済等代行業者」という。）は、商工組合中央金庫電子決済等代行事業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

5 第六十条の三十二第一項前段の規定による公告をしなければならない。

2 商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公

3 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

4 二 第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。

5 第六十条の三十二第一項の規定により第六十条の二十一の認定を取り消したとき。

6 第六十条の三十二第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

7 第六十条の三十二第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第六十条の三十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公

告をする場合について準用する。この場合にお

（合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の認可等）

第六十一条 商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（認可等の条件）

第六十二条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」といふ。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（認可等の条件）

第六十三条 商工組合中央金庫は、公告方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

（公告方法等）

第六十四条 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために、主務大臣の告示

第六十五条 次に掲げる場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録が効力を失ったとき。

二 第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 第六十条の十九第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

四 第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。

五 第六十条の三十二第一項の規定により第六十条の二十一の認定を取り消したとき。

六 第六十条の三十二第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 前条第四項の規定により電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第六十条の三十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公

告をする場合について準用する。この場合にお

る日による公告を開始した日後一月を経過する日

による公告を開始した日後五年を経過する日

に、当該金庫が電子公告によりこの法律による公

告をする場合について準用する。この場合にお

る日による公告を開始した日後五年を経過する日

4 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十四条の規定の適用については、同条中「第四百四十四条第一項の規定」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十七条四号）第六十三条第二項」と読み替えるものとする。

（登記）

第六十四条 商工組合中央金庫は、第五十二条第六項の規定による措置をとることとするとときは、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて主務省令で定めるものの登記をする。

（主務省令への委任）

第六十五条 この法律に定めるものほか、この法律の規定による認可、承認、登録又は認定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他他の法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。（経過措置）

第六十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一章 罰則

第六十七条 商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十九条 第六十七条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませたとき。

二 第二十九条において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したとき。

三 第六十条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。第五号において同じ。）を営んだとき。

四 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

五 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条、第六十条又は第六十条の十九第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第六十条の三十二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条、第五十七条规定若しくは第三項若しくは第六十条の十六第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせぬ答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第十一条第一項、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十一条若しくは第六十条の十五の規定に違反して、これららに規定する書類の提出を

四 せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれら書類の提出をしたとき。

第五十二条第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

五 第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらに規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同条第四項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらに規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

六 第六十一条の四第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定の違反があつた場合において、当該違反行為をした者

前項第一号の場合において、犯人又は情を知った第三者者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

四 準用金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第二項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第二項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第七十三条の二 第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を次いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を次いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

五 第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十条の七第三項若しくは第六十条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第六十条の二十三第三項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会(第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会をいう。第七十六条及び第七十七条第二号において同じ。)の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

第七十五条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十一条第二号又は第七十一条第一号三億円以下の罰金刑

二 第七十二条又は第七十三条第一項第一号二億円以下の罰金刑

三 第七十三条第一項第二号 一億円以下の罰金刑

四 第七十条(第二号を除く。)、第七十一条第二号又は前二条各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職支配人、清算人、株主名簿管理人、株主(株主の保有者であったとき)。

八 第十二条、第十三条第一項、第六十条の十八又は第六十条の三十一第一項の規定による命令に違反したとき。

九 第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

第十一条 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

十 第二十二条の規定に違反して他の業務を委託する場合に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項、第三条第三項又は第四条の規定による主務大臣の認可を受けないでこれらの規定による主務大臣の認可を受けないでこれららの規定に規定する行為をしたとき。

二 第二条第一項若しくは第四項、第三条第四項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十九条第七項、第六十条の七第一項、第六十条の八又は第六十条の三十二第二項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三 第六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 第八条第一項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項の政令で定める取引又は行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になったとき。

五 第八条第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

六 第八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条第五項の規定による命令に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第十三条第二項の規定による命令に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超過して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

八 第十二条、第十三条第一項、第六十条の十八又は第六十条の三十一第一項の規定による命令に違反したとき。

第七十六条の二 正当な理由がないのに第六十条の二十三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条の規定に違反したとき。

二 第六十条の二十三第二項の規定に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超過して主要株主基準値以上の数の議決権の登記を要する財産を同号の罪に犯し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録をする関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

第十一章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第七十八条 第七十三条第二項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第八十条において同じ。)が被告人以外の者(以下「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判判決をすることができる。

「第三者」という。に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判判決をすることができる。

九 第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

第十一条 没収に関する手續等の特例

(第三者の財産の没収手續等)

十 第二十二条の規定に違反して他の業務を委託する場合に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項、第三条第三項又は第四条の規定による主務大臣の認可を受けないでこれらの規定による主務大臣の認可を受けないでこれららの規定に規定する行為をしたとき。

二 第二条第一項若しくは第四項、第三条第四項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十九条第七項、第六十条の七第一項、第六十条の八又は第六十条の三十二第二項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三 第六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 第八条第一項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項の政令で定める取引又は行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になったとき。

五 第八条第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

六 第八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条第五項の規定による命令に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第十三条第二項の規定による命令に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超過して主要株主基準値以上の数の議決権の登記を要する財産を同号の罪に犯し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録をする関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

第八十条 (刑事補償の特例)

する。

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十二条まで、第二百二十九条

い範囲内において政令で定める。但し、この法律の廃止その他の必要な措置

第二章 政府は簡素で効率的な政府をための行政改革の推進に関する法律(一)

生沿街第四一七号、第万条第二号の規
き、その保有する株式会社商工組合中

株式（以「政府保有株式」といふ）、
て、株式会社商工組合中央金庫の目的

分を図り、できる限り早期にその全部をものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分するは、直ちにこの法律を廃止するためのござるとともに、株式会社商工組合中央する中小企業等協同組合その他の中小構成員とする団体及びその構成員に対機能の根幹が維持されることとなるよ資格を制限するための措置その他必要

（危機対応業務の実施の責務）

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その
規約に達成するに、自分の間、株式会社日本

政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第
五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応
業務」といいます）。

(株式の政府保有)
第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一條第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商

工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するため必要な株式を保有していないなければ

第一條の八

金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額

二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生

10

第二条の八 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

第二条の九 危機対応準備金の額が計上されてい
る場合における第四十三条、第四十四条第二項

及び第三項、第四一三条第二項及び第三項等四十六条第一項及び第三項並びに第四十八条等

「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」及び危機対応準備金（附則第二条の六第一項）に規定する

危機対応準備金をいり（以下同じ）の額の「計額」と、第四十四条第二項中「前項第一号の

七第一号の額の合計額」と、「同項」とあるのは「同項又は同条」と、同条第三項中「第一

と、「特別準備金の額を」とあるのは「特別准

別準備金の額が」とあるのは「特別準備金の額又は立機対応準備金の額がそれぞれ」と、第四

附則第二条の八」と、同項各号中「特別準備金

「応準備金の額」と、同条第三項中「の規定により納付する金額」とあるのは「及び附則第二条

「前項第一号」とあるのは「附則第一条の九第

と、第四十六条第一項中「額」とあるのは「額」及び同項における危機対応準備金の額

(附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の「危機対応準備金の額」と、「当該特別準備金の額」と、「当該特別準備金の額」であるのは、当該特別準備金の額及び当該

危機対応準備金の額」と、同条第三項中「及び第一項」とあるのは、「及び附則第二条の八並びに附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第一項」と、第四十八条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とする。

令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第二号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。
 (業務報告書等)

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、第五十条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)附則第六項の規定の遵守の状況を含む。)を記載しなければならない。

(過料) (転換計画の認可)

第二条の十二 附則第二条の四の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかった場合には、その行為をした株式会社商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第三条 この法律の施行の際現に存する商工組合中央金庫(以下「転換前の法人」という。)は、転換(転換前の法人が附則第十八条第一項の規定により株式会社商工組合中央金庫(次条から附則第三十三条までにおいて「転換後の法人」という。)となることをいう。以下同じ。)に係る計画(以下「転換計画」という。)を作成して、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可があつたときは、転換は、施行日

にその効力を生ずる。

(転換計画の記載事項等)

第四条 転換前の法人は、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 転換後の法人の業務

二 転換後の法人の目的 商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、転換後の法人の

四 転換後の法人の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項

イ 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換後の法人の会計参与の氏名又は名称

ロ 転換後の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人の監査役の氏名

6 転換前の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人の出資者に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 転換前の法人の出資者に対して金銭を納付又は交付するときは、その額又はその算定方法

九 転換前の法人の出資者に対する前号の金銭

十 転換がその効力を生ずる日

十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換前の法人の出資者の有する出資の口数(出資者が政府である場合にあつては、主務大臣が定める口数)に応じて転換後の法人の株式を交付することを内容とするものでなければならない

十三 第一項第九号に掲げる事項についての定めは、

十四 転換前の法人が次条第一項の規定により国庫に納付する場合を除き、転換前の法人の出資者の有する出資の口数に応じて金銭を交付すること(出資者が政府である場合にあつては、国庫に納付すること)を内容とするものでなければならない。

十五 前項の規定による納付金の納付の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 転換前の法人は、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第九条の規定にかかるわらず、政府から転換前の法人に対するされた出資に係る資産のうち転換後の法人が業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められるものに相当する金額として主務大臣が定める金額を、国庫に納付しなければならない。この場合において、転換前の法人は、その納付した金額により資本金を減少するものとする。

十六 転換後の法人は、特別準備金を設け、転換前

に相当する金額のうち主務大臣が定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

三 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

四 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

五 第一項の規定による納付金に関して、納付の手続により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

六 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかるわらず、前項の規定により持分に転換後の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換前の法人の会計参与の氏名又は名称

八 転換前の法人の監査役の氏名

九 転換前の法人の監査役の氏名

十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

三十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)により算出された金額をこれに充てるものとする。

三 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

四 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

五 第一項の規定による納付金に関して、納付の手続により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

六 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかるわらず、前項の規定により持分に転換前の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換前の法人の会計参与の氏名又は名称

八 転換前の法人の監査役の氏名

九 転換前の法人の監査役の氏名

十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

三十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

により算出された金額をこれに充てるものとする。

三 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

四 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

五 第一項の規定による納付金に関して、納付の手続により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

六 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかるわらず、前項の規定により持分に転換前の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換前の法人の会計参与の氏名又は名称

八 転換前の法人の監査役の氏名

九 転換前の法人の監査役の氏名

十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

により算出された金額をこれに充てるものとする。

三 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

四 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

五 第一項の規定による納付金に関して、納付の手続により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

六 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかるわらず、前項の規定により持分に転換前の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換前の法人の会計参与の氏名又は名称

八 転換前の法人の監査役の氏名

九 転換前の法人の監査役の氏名

十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

により算出された金額をこれに充てるものとする。

三 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

四 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

五 第一項の規定による納付金に関して、納付の手続により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

六 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかるわらず、前項の規定により持分に転換前の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換前の法人の会計参与の氏名又は名称

八 転換前の法人の監査役の氏名

九 転換前の法人の監査役の氏名

十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十一 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十二 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十三 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十四 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十五 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十六 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十七 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十八 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

二十九 転換が前号に掲げる事項についての定めは、

者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(転換における株式の発行)

第十一条 転換前の法人は、附則第四条第一項第七号の規定による株式の割当てを行なうほか、転換に際して、転換後の法人の株式を発行することができます。この場合においては、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 この条の規定により発行する転換後の法人の株式（以下「転換時発行株式」という。）の数（種類株式を発行する場合にあっては、転換時発行株式の種類及び数。以下同じ。）又はその算定方法

二 転換時発行株式の払込金額（転換時発行株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。以下同じ。）又は前号の財産の給付の期日

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 転換時発行株式と引換えにする金額の払込金額以外の財産の額をいう。以下同じ。）又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（転換時発行株式の申込み等）

第十二条 転換前の法人は、転換時発行株式の引受けの申込みをしてよとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 転換後の法人の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（転換時発行株式の申込み等）

5 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（転換時発行株式の割当て）

第十二条 転換前の法人は、申込者の中から転換時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる転換時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、転換前の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 転換前の法人は、附則第十条第四号の期日前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を通知しなければならない。

3 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

4 転換時の法規を適用することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

5 転換時の法規を適用することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

6 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

7 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

8 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

9 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

10 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

11 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

12 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。）を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てはならない。

七 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人の従業員を使用する者である場合に限る。）は、附則第十条第四号の規定による払込金額の全額を払い込まなければならぬ。

2 転換時発行株式の引受人（現物出資財産を交付する者に限る。）は、附則第十条第四号の期日に、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 転換時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込金額又は前項の規定による給付（以下「出資の履行」という。）をする債務と転換前の法人に対する債権とを相殺することができない。

4 転換時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより抗することができない。

5 転換時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行は、転換後の法人に対する債権とを相殺することができない。

6 転換時発行株式の引受人は、施行日に、出資の履行を行つた転換時発行株式の株主となる。

7 転換時発行株式の引受けの無効又は取消しの制限

8 転換時発行株式の引受けは、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

9 第十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割定のものである。

10 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

11 前各号に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

（転換時発行株式の引受け）

12 転換時発行株式の引受けは、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

13 第十七条 会社法第二百七十三条（第三項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十七条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る）、第八百七十七条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は附則第十条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九条第三項、第八百五十四条及び第八百五十一条を除く。）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条の

14 第十四条 転換時発行株式の引受人（附則第十条第三号の財産（以下「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、附則第十一条第三号の払込みの取扱い

の払込金額の全額を払い込まなければならぬ。

2 転換時発行株式の引受人は、現物出資財産を給付する者に限る。）は、附則第十条第四号の規定による払込金額の全額を払い込まなければならぬ。

3 転換時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込金額又は前項の規定による給付（以下「出資の履行」という。）をする債務と転換前の法人に対する債権とを相殺することができない。

4 転換時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行は、転換後の法人に対する債権とを相殺することができない。

5 転換時発行株式の引受人は、施行日に、出資の履行を行つた転換時発行株式の株主となる。

6 転換時発行株式の引受けの無効又は取消しの制限

7 転換時発行株式の引受けは、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

8 転換時発行株式の引受けは、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

9 第十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割定のものである。

10 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

（転換時発行株式の引受け）

11 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

の払込金額の全額を払い込まなければならぬ。

(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十七条第四項、第六項及び第九項第三号、第二百三十三条第一項第一号並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続いて所属団体であつた者であつて、施行日から引き続いて株式を有する株主」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(転換の効力の発生等)

第十八条 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。

2 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたもののとみなす。

3 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

(質権の効力)
第十九条 転換前の法人の出資を目的とする質権は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)の上に存在する。
(差押えの効力)

第二十条 転換前の法人の出資の差押え(仮差押えを含む。)は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等にその効力を有する。

(一口に満たない端数)

第二十一条 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十二条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において

て、同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において所属団体であった者であつて施行日から引き続いて株式を有する者に株式会社商工組合中央金庫」と、同条第二項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(転換計画実行の届出)

第二十二条 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(転換に関する書面の備置き及び閲覧等)

第二十三条 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

転換後の法人は、施行日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならぬ。

3 転換後の法人の株主(転換後の法人の株主のうち政府以外のものをいう。)及び債権者は、転換後の法人に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換後の法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(転換の登記)

第二十四条 転換前の法人が転換をしたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の法人については解散の登記を、転換後の法人については株式会社の設立の登記をしてしなければならぬ。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（主務大臣等）

第二十五条 転換に関する事項については、第五十六条第二項及び第五項の規定にかかわらず、主務大臣及び主務省令は、それぞれ經濟産業大臣及び財務大臣並びに經濟産業省令・財務省令とする。

（罰則）

第二十六条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、転換後の法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による株式を引き受ける株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二十八条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行ひ、又は事實を隠へいたしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（過料に処すべき行為）

第二十九条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第二項の規定に違反して、正當な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだときは。

二 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行つたとき。

三 附則第二十四条の規定による転換の登記を怠つたとき。

四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

(転換に関する政令への委任)

第三十条 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するものほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

(預貯金通帳等に係る印紙税の納付等の特例の適用)

第三十一条 転換後の法人は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。(登録免許税の課税の特例)

第三十二条 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、登録免許税(認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対して割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。)を課さない。

登録及び転換前の法人を債権者とする担保権に

ついてする当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の「第四項」の改正規定（又は第三項）を「第三項又は第四項」に

十三条の二第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「昭和二十三年法律第二百五号」）を加える部分に限る。）、同法第二百条の二の次に一条を加える改正規定、同法

第三十三條 転換後の法人は、第二十二条第四項
第十二号の業務に関しては、商法等の一部を改
正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附
則第七条第一項の規定によりなお從前の例によ
ることとされた新株引受権付社債に係る同法に
よる改正前の商法（明治三十二年法律第四十八
号）第三百四十四条ノ十六第一項の払込みの取
扱いについて、この法律の施行後においても、
銀行にてナ。

まゝ並前づ列こ太る。

(商工組合中央金庫法の廃止)
第三十四条 商工組合中央金庫法は、廃止する。
(事業年度に関する経過措置)
第三十五条 転換前の法人の事業年度は、施行日

律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定め
る。

の前日に終了したものとみなす。
株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度
は、第四十一条の規定にかかるらず、平成二十
年十月一日に始まり、平成二十一年三月三十
日で終わるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以

第三十六条 前条第一項の規定により終了したもののとみなされる事業年度に係る附則第三十四条の規定による廃止前の商工組合中央金庫法(以下「旧法」という。)第三十九条ノ一に規定す

第一百三十五条 この法律（附則第一條ただし書は規定する規定については、当該規定。以下この

(商工債に関する経過措置)
る書類並びに旧法第四十条ノ三に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例によ

される場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の

第三十七条 旧法第三十一条の規定により発行された商工債は、第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。ただし、会社法第四編第三章並びに社債、株式等の振替に関する法律第

(施行期日) 一九五〇年六月一日

八十五条及び第八十六条の規定は適用しない。

定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。二二、次の各号に掲げる規定によつて

当該各号に定
一及び二 略

改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の二、第四項の改正規定、同法第五十五条の二、第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の改正規定、「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める部分に限る。)、同法第五十六条の二、第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規定、同法第六十五条の二、第四項及び第四項の改正規定(「第三十六条、」を「第三十六条第一項、」に改める部分に限る。)、同法第五十六条の二、第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の改正規定、同法第六十五条の二、第四項までに改める部分に限る。)、同法第一百九十四条の七第二項第一号の改正規定、同法第三項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)並びに同法第二百五条の一、第一百七十七条第一項第六号及び第二百八条第四号の改正規定、同法第十一条の三第三号の改正規定、同法第十一条の二の三第三号の改正規定、同法第十一条の五の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十四とし、同法第十二条の十三を同法第十二条の四十七第一項第二号の改正規定、同法第十二条の二の三第三号の改正規定、同法第十二条の五の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定、並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百零一条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の二号、第十二条の四第二項及び第十二条の八第三号の改正規定、同法第十二条第一項の十三を同法第十二条の四十七第一項第二号の改正規定、同法第十二条の二の三第三号の改正規定、同法第十二条の五の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定、並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百零一条の八第一項及び第一百三十条第一項第三号の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第五十八条の五の次に一条を加える改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定(「第十八条第一項(利益準備金の積立て等)」を「第十八条第一項(資本準備金及び利益準備金の額)」に改める部分を除く。)及び同法第二项の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条第一項の改正規定、同法第五十八条第一項第三号の改正規定、同法第五十六条の二第一項第三号及び第五

十三条の第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加える部分に限る。）、同法第二百条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条第一項第五号の改正規定、同法第二編第九章第二節中第一百九十四条の前に一条を加える改正規定、同法第二百七十七条の二十一第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百七十二条の十三第二項並びに第三百三十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規定、同法第二項の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百七十二条第一項第二号の改正規定、第十四条中株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十九条第一項第一号及び第十三号の改正規定並びに同法第五十六条第五項ただし書の改正規定（「第二十一条第四項」の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）並びに附則第二十二条中金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四百三号）第二条第四項の改正規定（「第三十六条」を「第三十六条第一項、」に改める部分に限る。）、附則第三十二条中資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五条及び第三十八条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二
十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条
の一及び第三条の三第四項の改正規定、第二
条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条
の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び
第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六
条中水産業協同組合法第八十七条の二第一
項、第一百七条第一項及び第百十七条第二項の
改正規定、第七条中協同組合による金融事業
に関する法律第四条の四第一項、第六条の四
及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九
十八条第五号、第一百条第五号及び第百三十六
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第
五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の四
及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中
長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及
び第九十条第六項の改正規定、第十二条中
銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五
十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及
び第五十二条の六十一の五第一項の改正規
定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第
二百七十二条の四第一項、第二百七十二条的
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二
百八十条第一項、第一百八十九条第一項及び
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中
資産の流動化に関する法律第七十七条第一項の
改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五
四条第三項、第七十一条第一項、第九十五条
の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合
中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び
に附則第十四条から第十七条まで第二十三
条第一項、第三十三条、第三十七条から第三
十九条まで及び第四十一条第三項、第四十三
条の規定、附則第四十四条中登録免許税法
(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一
四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か
ら第四十八条まで、第五十二条、第五十四
条、第五十五条、第五十八条から第六十三条
まで及び第六十五条の規定、公布の日から起
算して三月を超えない範囲内において政令で
定める日

同法第二十四条の四の七及び第二十四条第二項の改正規定、
の人の削る改正規定並びに同法第二十四条の四
第五第一項から第三項まで及び第十三項、第二
十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二
二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七
条の三十の六第一項、第二十七条の三十の
十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条
の三十四、第五十七条の二第二項及び第五
項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七
十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条
の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百
百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五
条の七第四項から第七項まで、第十四項、第
十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二
号、第六号及び第七号、第一百条第一号、
第五号及び第六号並びに第二百九条第三号か
ら第五号までの改正規定並びに次条から附則
第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

用環境の整備等に関する法律第百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第三十一条第二項の改正規定、規定及び同法第三十二条第一項の改正規定、第四条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定を除く。）、第五条（農業協同組合法第九十二条の五の八第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第一百六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに同法金庫法第八十九条の二第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を除く。）、同条第二項の改正規定並びに同法第十九条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を除く。）並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十四条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を除く。）

体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改められた部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。」並びに「同法第五十二条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(二)に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。」同法第五十二条の二の五の改正規定(二)に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。」同法第五十二条の二の四十五の二の改正規定(二)に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。」同法第五十二条の六十九の十七の改正規定(二)に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。」同法第六十三条の二の五第三号及び四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同条の二の改正規定(二)に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分を除く。」

示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に関する情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百五十五条、第四号及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七号中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（ニに対する誠実義務）を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。